

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【四半期会計期間】	第25期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社アールテック・ウエノ
【英訳名】	R-TECH UENO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真島 行彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第24期 第2四半期 累計期間	第25期 第2四半期 累計期間	第24期
会計期間	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
売上高 (千円)	1,833,027	2,794,988	4,552,641
経常利益 (千円)	302,181	756,150	890,373
四半期(当期)純利益 (千円)	210,998	533,767	561,943
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	654,017	655,145	654,251
発行済株式総数 (株)	98,445	19,295,000	96,452
純資産額 (千円)	7,666,646	8,450,455	8,191,373
総資産額 (千円)	8,809,422	10,013,515	9,919,740
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.72	27.67	28.73
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.66	27.43	28.58
1株当たり配当額 (円)	-	-	3,000
自己資本比率 (%)	86.8	83.9	82.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	417,022	822,707	267,382
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	53,348	78,211	197,572
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	296,448	290,186	240,161
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,859,411	2,192,507	1,719,686

回次	第24期 第 2 四半期会計期間	第25期 第 2 四半期会計期間
会計期間	自平成24年 7 月 1 日 至平成24年 9 月30日	自平成25年 7 月 1 日 至平成25年 9 月30日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	10.46	9.39

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 当社は平成25年 7 月 1 日付で普通株式 1 株を200株とする株式分割を行っており、1 株当たり四半期 (当

期)

純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、金融緩和や各種経済対策への期待感から円高の是正や株価上昇の動きがみられ、緩やかに景気回復への期待が高まりつつあるものの、欧州債務問題や海外経済の減速懸念などにより、先行きの不透明な状況で推移いたしました。

医薬品業界におきましては、後発品の普及促進、長期収載品の薬価引き下げ等の医療費抑制政策により引き続き厳しい状況にあり、新薬開発が一層重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は製品価値の最大化に向けた販路の再構築や眼科・皮膚科領域における新薬の創出を目指し、積極的に事業活動に取り組みました。

当第2四半期累計期間の売上高は、AMITIZA®カプセルの米国向けの納入価格の変更や、米国及び日本での販売が堅調に推移したこと等により、2,794百万円（前年同期比52.5%増）となりました。

利益面におきましては、上記売上増加に伴い、営業利益713百万円（同132.7%増）、経常利益756百万円（同150.2%増）、四半期純利益533百万円（同153.0%増）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

（レスキュラ®点眼液）

<日本市場>

当社の主力商品であるレスキュラ®点眼液は、製品価値の最大化に向け、販売先との共同プロモーションに注力し、次の施策を行っております。

緑内障の早期発見を目指して眼科医を対象に眼底読影勉強会を積極的に開催するとともに、製品説明会等を通じ、レスキュラ®点眼液の販売促進活動を行う

学会セミナーの開催や講演会記録集等の作成により製品特性等の情報提供を活発に行い、レスキュラ®点眼液の認知度向上・普及促進活動に取り組む

上記、の施策により、当第2四半期累計期間の売上高は696百万円（同6.6%増）となりました。

<北米市場>

Sucampo AG がレスキュラ®点眼液の添付文書の記載内容を変更して再上市しており、当第2四半期累計期間の売上高は101百万円（前年同期は実績なし）となりました。

（AMITIZA®カプセル）

<北米市場>

当社は米国のSucampo Pharma Americas, Inc.との北米地域における独占的製造供給契約に基づき、慢性特発性便秘症、便秘型過敏性腸症候群治療薬の受託製造を行っております。また、当第2四半期累計期間において、Sucampo Pharmaceuticals, Inc.（以下、スキャンボ社）がオピオイド誘発性便秘症の追加新薬申請の承認を取得しており、当社はスキャンボ社と北米地域における独占的製造供給契約を締結しております。

当第2四半期累計期間の売上高は、納入価格の変更や、北米向けの販売が堅調に推移したことから、1,564百万円（同44.7%増）となりました。

<日本市場>

スキャンボ社が慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）治療薬の製造販売承認を取得したことに伴い、当第2四半期累計期間の売上高は358百万円（前年同期は実績なし）となりました。

（医薬品開発支援サービス）

医薬品開発支援サービスの当第2四半期累計期間の売上高は73百万円（同22.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前年同四半期末と比べ472百万円増加し、2,192百万円となりました。当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、822百万円（前年同四半期比405百万円増）となりました。これは主に未払金の減少及び前渡金の増加があったものの、売上債権の減少及び税引前四半期純利益の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、78百万円（同24百万円増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、290百万円（同6百万円減）となりました。これは主に配当金の支払によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当社は、「医師の目線で医薬品開発・販売を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社」を目指しており、国が推奨及び支援するアンメット・メディカル・ニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）、オーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）、アンチエイジング（生活改善薬）領域の新薬の開発を進めております。

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は647百万円（前年同期は484百万円で163百万円増加）となりました。

研究開発活動の進捗状況につきましては次のとおりであります。

眼科領域

・網膜色素変性（開発コード：UF-021）（製品名：オキュセバ™）

網膜色素変性は両眼に発症する遺伝性の網膜疾患で、進行性の夜盲と視野狭窄をきたし、末期には高度の視力低下、更には失明にまで至ることもある疾患です。

現在は全国38の医療機関で第3相臨床試験を行っており、既に患者様の症例登録は完了しております。一日でも早く本治療薬を待ち望まれている多くの患者様のお手元へお届けできるよう、臨床試験を進めてまいります。

・重症ドライアイ（開発コード：RU-101）

ドライアイは涙液層や眼表面の障害を特徴とする慢性で他因性の眼疾患です。当社は結膜上皮細胞を用いた実験において、血清アルブミンが涙液成分の一つであるムチンの産生を増強することを確認しております。現在は、米国で第1相と2相を合わせた臨床試験を行っております。既にステージ1において安全性が確認されておりますので、ステージ2の症例登録を開始しております。

皮膚科領域

・男性型脱毛症（開発コード：RK-023）

男性型脱毛症は、壮年性脱毛症とも呼ばれ、思春期以降に男性ホルモンの影響を受け、頭頂部から前頭部に限局して、太く長い毛が再生せずに細く短い軟毛に置き換わり、最終的には毛包が委縮して毛髪数が減少し、段階的に薄毛・脱毛が進行する疾患です。既に前期第2相臨床試験を完了しており、安全性に関してはRK-023使用とプラセボ使用で差異は見られませんでした。一方、有効性についてはプラセボ使用群に対してRK-023使用群では外観写真評価での改善及びフォトリコグラムにより成長期毛数の減少抑制の可能性がみられました。当第2四半期累計期間においては、同化合物のライセンスアウトに向け、交渉を続けております。

・アトピー性皮膚炎（開発コード：RTU-1096）

アトピー性皮膚炎は、アレルギー体質により皮膚のバリアー機能が低下し、様々な刺激が加わることでかゆみを伴う慢性の湿疹、皮膚炎を生じ、症状の悪化と改善を繰り返す疾患です。従来は学童期に自然治癒すると考えられていましたが、成人まで持ちこす例や、成人してからの発症・再発の例が近年増加しています。当社では、炎症に関連して血液、組織中で活性の増加がみられる酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当第2四半期累計期間においては、薬理試験、薬物動態試験の一部が終了しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,400,000
計	38,400,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	19,295,000	19,295,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	19,295,000	19,295,000	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月18日
新株予約権の数(個)	9,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注1)
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月10日 至 平成55年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,737(注2) 資本組入額 868(注3)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,736円)を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1株当たり1,736円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成25年7月18日
新株予約権の数(個)	44
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注1)
新株予約権の行使期間	自平成25年8月10日 至平成30年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,828(注2) 資本組入額 914(注3)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,827円)を合算しております。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年7月1日 (注)1	19,196,535	19,293,000	-	654,682	-	594,482
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日 (注)2	2,000	19,295,000	462	655,145	461	594,944

(注)1. 株式分割(1:200)によるものであります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
S&R Technology Holdings,LLC (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地2丁目2番16号	6,548,000	33.93
上野隆司 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地2丁目2番16号	3,200,000	16.58
久能祐子 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地2丁目2番16号	2,000,000	10.36
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	1,775,800	9.20
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	930,300	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	608,900	3.15
樋口慶子	大阪府寝屋川市	220,000	1.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	166,600	0.86
上野俊子	兵庫県西宮市	166,000	0.86
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタン レーMUFG証券株式会社)	渋谷区恵比寿4丁目20番3号	114,900	0.59
計	-	15,730,500	81.49

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,295,000	192,950	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	19,295,000	-	-
総株主の議決権	-	192,950	-

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,119,686	5,592,507
売掛金	1,157,801	478,216
製品	61,981	84,483
仕掛品	983,708	1,094,098
原材料及び貯蔵品	236,696	211,525
その他	239,464	412,400
流動資産合計	7,799,337	7,873,232
固定資産		
有形固定資産	400,518	451,744
無形固定資産	117,565	101,900
投資その他の資産		
投資有価証券	1,528,583	1,515,842
その他	73,736	70,796
投資その他の資産合計	1,602,319	1,586,638
固定資産合計	2,120,403	2,140,283
資産合計	9,919,740	10,013,515
負債の部		
流動負債		
買掛金	252,442	233,517
未払法人税等	104,561	226,175
その他	616,325	326,140
流動負債合計	973,328	785,832
固定負債		
長期借入金	246,861	246,861
繰延税金負債	437,552	448,567
資産除去債務	30,129	40,224
その他	40,494	41,573
固定負債合計	755,037	777,227
負債合計	1,728,366	1,563,059
純資産の部		
株主資本		
資本金	654,251	655,145
資本剰余金	594,051	594,944
利益剰余金	5,969,047	6,213,458
株主資本合計	7,217,349	7,463,548
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	948,821	940,615
評価・換算差額等合計	948,821	940,615
新株予約権	25,202	46,291
純資産合計	8,191,373	8,450,455
負債純資産合計	9,919,740	10,013,515

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高		
製品売上高	1,783,027	2,744,988
ロイヤリティー収入	50,000	50,000
売上高合計	1,833,027	2,794,988
売上原価	671,565	1,014,301
売上総利益	1,161,461	1,780,686
販売費及び一般管理費	¹ 854,724	¹ 1,066,801
営業利益	306,737	713,885
営業外収益		
受取利息	2,898	1,427
受取賃貸料	4,634	-
為替差益	-	39,105
その他	1,290	1,731
営業外収益合計	8,823	42,264
営業外費用		
為替差損	13,212	-
その他	167	-
営業外費用合計	13,380	-
経常利益	302,181	756,150
特別損失		
固定資産除却損	6	96
特別損失合計	6	96
税引前四半期純利益	302,174	756,053
法人税、住民税及び事業税	84,745	212,258
法人税等調整額	6,430	10,027
法人税等合計	91,175	222,286
四半期純利益	210,998	533,767

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	302,174	756,053
減価償却費	59,049	64,053
株式報酬費用	11,217	22,349
受取利息及び受取配当金	2,898	1,427
為替差損益(は益)	16,627	18,511
売上債権の増減額(は増加)	153,580	679,584
たな卸資産の増減額(は増加)	50,835	107,721
前渡金の増減額(は増加)	25,012	186,309
前払費用の増減額(は増加)	6,037	4,224
仕入債務の増減額(は減少)	48,460	18,925
未払金の増減額(は減少)	42,612	207,544
未払費用の増減額(は減少)	1,447	9,884
前受金の増減額(は減少)	43,603	76,464
その他	22,826	20,201
小計	568,268	911,228
利息及び配当金の受取額	1,108	2,631
法人税等の支払額	152,354	91,152
営業活動によるキャッシュ・フロー	417,022	822,707
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	43,786	78,496
無形固定資産の取得による支出	2,746	1,616
定期預金の預入による支出	1,200,000	3,400,000
定期預金の払戻による収入	1,200,000	3,400,000
その他	6,816	1,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,348	78,211
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	294,812	288,415
リース債務の返済による支出	1,635	2,299
ストックオプションの行使による収入	0	527
財務活動によるキャッシュ・フロー	296,448	290,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	17,482	18,511
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	49,743	472,820
現金及び現金同等物の期首残高	1,809,668	1,719,686
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 1,859,411	¹ 2,192,507

【注記事項】

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
研究開発費	484,086千円	647,328千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	5,259,411千円	5,592,507千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3,400,000	3,400,000
現金及び現金同等物	1,859,411	2,192,507

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	295,332	3,000	平成24年3月31日	平成24年6月25日

当第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	289,536	3,000	平成25年3月31日	平成25年6月26日

上記の1株当たり配当額については、平成25年6月30日を基準日、平成25年7月1日を効力発生日として、1株につき200分割の割合をもって行った株式分割の影響を反映しておりません。

なお、上記の株式分割が前年度期首に行われたと仮定した場合の平成24年6月22日の定時株主総会、平成25年6月25日の定時株主総会によって決議された配当金の1株当たり配当額はそれぞれ15円となります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は、医薬品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円72銭	27円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	210,998	533,767
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	210,998	533,767
普通株式の期中平均株式数(株)	19,688,812	19,292,442
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円66銭	27円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))	-	-
普通株式増加数(株)	95,663	165,983
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき、200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

株式会社アールテック・ウエノ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野健一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野辺純一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アールテック・ウエノの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第25期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アールテック・ウエノの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。